

## 耐震改修工事に係る講習会のご案内

- 1 講習内容 (1) 木造建築物の耐震改修工事を施工するために必要な、精密診断法や耐震補強についての知識や工事における留意点などの内容を、技術者向けに行います。  
(2) 技術者が知識を有しているか確認するための考査を行います。
- 2 日 時 (1) 第1回：令和7年10月29日（水） 13：00～16：30 （開場 12：30）  
(2) 第2回：令和7年11月15日（土） 13：00～16：30 （開場 12：30）  
※ 講習内容は第1回、第2回とも同じです。いずれかにご参加ください。
- 3 場 所 10月29日（水）：練馬区役所 本庁舎 20階 交流会場  
11月15日（土）：練馬区役所 本庁舎 アトリウム地下 多目的会議室
- 4 受講資格 施工事業者・個人施工者（大工等）および耐震診断者等耐震関係事業者（耐震改修工事の実績の有無は問いません。）
- 5 カリキュラム 別紙による
- 6 持ち物 別紙による
- 7 申込み方法 LoGo フォーム（ロゴフォーム）  
スマートフォン等からオンライン手続きで申込みできます。  
<https://logoform.jp/f/UAwd9>（右のコード）
  - ・ 申込みにはメールアドレスが必要です。
  - ・ LoGo フォームから申込み完了後、後日区から受付番号を付した申込書を電子メールで送付します。
  - ・ **受付番号を付した申込書が受講証の代わりとなります。**
  - ・ LoGo フォームからの通知（no-reply@logoform.jp）が迷惑メールに分類されることがあります。LoGo フォームからのメールが届かないときは、迷惑メールに分類されていないかご確認ください。
- 8 申込み期限 (1) 第1回：10月27日（月）午後5時  
(2) 第2回：11月13日（木）午後5時
- 9 定 員 各回 60 名。先着順に受付し、原則定員になり次第締め切ります。
  - ・ 会場定員の都合上、申し込みは原則、1 社につきお一人をお願いいたします。
  - ・ 2 回目の講習会は、1 回目に参加されていない方を優先して受付いたします。
- 10 受講費用 無料
- 11 HPへの掲載 考査の結果、技術者が知識を有していると判断した場合、技術者名等を区ホームページへ掲載し、区民への情報提供を行います。（掲載有無は任意。区内事業者に限る。）
- 12 注意事項
  - ・ 駐車場は有料です。なるべく公共交通機関（電車・バス等）をご利用下さい。
  - ・ 会場内は禁煙です。ご協力をお願いいたします。



担当 練馬区都市整備部防災まちづくり課  
耐震化促進係 柴田  
TEL 03-5984-1938（直通）

別紙

【カリキュラム】

第1回：10月29日（水） 13時開会 @練馬区役所20階交流会場

第2回：11月15日（土） 13時開会 @練馬区役所多目的会議室（アトリウム地下）

13:00～13:05 挨拶 練馬区都市整備部防災まちづくり課長 川上泰史

13:05～13:15 練馬区の工事仕様書および助成制度について  
耐震改修工事等施工事業者一覧の再編成について  
来年度以降の講習会について  
練馬区都市整備部防災まちづくり課 耐震化促進係

13:15～14:30 木造戸建住宅における耐震診断から補強工事までの実務  
講師：一般社団法人東京都建築士事務所協会 相談役 臼井 勝之

14:30～14:40 休憩

14:40～15:40 練馬区木造耐震補強に関する施工上の留意点  
講師：一般社団法人東京都建築士事務所協会  
練馬支部 支部長 加藤 宏幸

15:40～15:50 質疑応答

15:50～16:00 考查準備

16:00～16:25 考查

16:30 終了

※カリキュラムおよび各講義の時間配分は、変更する可能性があります。

【持ち物】

- ・受講証（受付番号を付された申込書）
- ・自社従業員であることを証明する書類等の写し（提出済みの場合は不要）  
（健康保険証、住民税特別徴収義務者指定及び税額通知書・変更通知書、源泉徴収票等）
- ・建設業許可証の写し ※建設業許可を取得していない場合は不要（提出済みの場合は不要）
- ・筆記用具
- ・テキスト「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」（財）日本建築防災協会発行（税込 7,333 円）  
当日販売・貸出致しません。  
テキストの詳細については（財）日本建築防災協会のホームページをご覧ください。  
(<https://kenbokyo.jp/book/item.html?bid=56>)
- ・テキスト「木造住宅の耐震補強の実務」（財）日本建築防災協会をお持ちの方は、ご持参ください

## 施工事業者一覧の更新について

令和4年度より施工事業者の方々の技術力を維持していただくため、施工事業者一覧の掲載期間を定めています。掲載期間は、講習会を受講し審査に合格した翌年度から3年間です。

継続して施工事業者一覧に掲載を希望される場合は、掲載から3年以内に講習会を受講し、審査に合格する必要があります。

### 1 施工事業者一覧の更新期間について

掲載期間：講習会を受講し、審査に合格した翌年度から3年間

|                                           |        | 施工事業者一覧の掲載期間 |        |        |        |        |        |        |        |        |       |       |
|-------------------------------------------|--------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
|                                           |        | ～令和元年        | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 | 令和 5 年 | 令和 6 年 | 令和 7 年 | 令和 8 年 | 令和 9 年 | 令和10年 | 令和11年 |
| 考<br>査<br>に<br>合<br>格<br>し<br>た<br>年<br>度 | ～令和元年  | ■            | ○      | ○      | ○      |        |        |        |        |        |       |       |
|                                           | 令和 2 年 |              | ■      | ○      | ○      | ○      |        |        |        |        |       |       |
|                                           | 令和 3 年 |              |        | ■      | ○      | ○      | ○      |        |        |        |       |       |
|                                           | 令和 4 年 |              |        |        | ■      | ○      | ○      | ○      |        |        |       |       |
|                                           | 令和 5 年 |              |        |        |        | ■      | ○      | ○      | ○      |        |       |       |
|                                           | 令和 6 年 |              |        |        |        |        | ■      | ○      | ○      | ○      |       |       |
|                                           | 令和 7 年 |              |        |        |        |        |        | ■      | ○      | ○      | ○     |       |

- : 施工事業者一覧の掲載期間  
 ■ : 審査に合格した年度  
 ○ : 施工事業者一覧に掲載される年

### 2 継続して施工事業者一覧に掲載されるための場合分け

#### ①令和5年度に講習会を受講し審査に合格した場合

施工事業者一覧に令和8年度まで掲載されます。継続して掲載されるためには、令和8年度の講習会を受講する必要があります。

#### ②令和6年度に講習会を受講し審査に合格した場合

施工事業者一覧に令和9年度まで掲載されます。継続して掲載されるためには、令和9年度までに再度講習会を受講する必要があります。

#### ③令和7年度に講習会を受講し審査に合格した場合

施工事業者一覧に令和10年度まで掲載されます。継続して掲載されるためには、令和10年度までに再度講習会を受講する必要があります。